

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |          |   |
|----------|---|
| 1 監査の種類  | 公の施設の指定管理者監査  |
| 2 監査対象   | 財団法人四日市市まちづくり振興事業団（四日市市楠歴史民俗資料館）<br>教育委員会博物館（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成24年2月7日   |
| 4 監査結果報告 | 平成24年3月30日  |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【財団法人四日市市まちづくり振興事業団】

<p>(1) 職員配置について 基本協定書第16条の規定では、現場管理者を選任し、資料館に常駐することになっているが、常駐していなかった。資料館の職員が1名の勤務体制であるので、内部牽制体制の確保の観点からも、現場管理者を資料館に常駐させ、適正な管理監督を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年4月1日 平成24年度から直営に移行した。物品の管理監督者を博物館副館長とし、臨時職員を現場に常駐させ、適正な運営を開始した。</p>
---	---

【博物館】

<p>(1) 貸与備品の管理について 貸与備品について、定期的の実査しているとの説明であったが、その記録が文書で保存されていなかった。実査を行った記録（日時、立会者、数量など）を文書にして保存すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年2月3日 貸与終了時や毎年度末には、貸与備品の実査報告を行うよう徹底させた。博物館側は抽出による実査を行い、その記録を保存するよう改めた。平成24年2月3日、実査を行い、その記録を保存した。</p>
---	---

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 財団法人四日市市まちづくり振興事業団（四日市市楠歴史民俗資料館）  
教育委員会博物館（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成24年2月7日
- 4 監査結果報告 平成24年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【財団法人四日市市まちづくり振興事業団】

<p>(1) 事務引継ぎについて 事務引継ぎにあたっては、市民の施設利用に支障がないよう、十分な期間の確保や意思疎通を図り、円滑に行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年3月30日 市民の施設利用に支障がないよう、現地にて事務引継ぎを十分に行った。</p>
--	---

【博物館】

<p>(1) 市民サービスの確保について 直営管理となるが、引き続き、これまでの市民サービスを確保するとともに、今後は、博物館としてのノウハウを活用し、創意工夫や経営改善を図り、市内全域さらには市外からの来館者や利用団体の一層の増加に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成24年9月19日 昨年度までの四日市市まちづくり振興事業団の運営を参考にしながら、博物館としてのノウハウを活用し、ふるしき講座、天文講座、あんどんまつりなどを企画実施した。今後も保存運営委員会等と協働して市民サービスの確保等に努めていく。</p>
<p>(2) 今後の管理運営について 過去の収支状況を費目別に内容を把握し、業務の実態の理解や改善点の発見に努め、より充実した管理運営を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成24年9月19日 モニタリングレポート作成時に指定管理者の1年間の業務状況と収支状況の内容を精査した。その結果を活用し、現地職員や保存運営委員会との連絡を密にして実状を理解し、改善点を見出し、今後の管理運営を充実させるよう努める。</p>